

令和2年3月30日
内閣府沖縄総合事務局
農林水産部農村振興課

令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業の 企画提案募集について

沖縄総合事務局農林水産部農村振興課では、下記要領により企画提案募集を行いますので、受託を希望する者は別添募集様式に所定事項を記載の上、提出してください。

なお、本企画提案募集に係る契約締結は、当該事業に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものであるほか、予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とするものである。

記

1 事業名

令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業

2 事業の目的

本事業は、建設中の地下ダムの技術的課題について、地下ダム建設に係る高度な知見を有する専門家から構成される「沖縄総合事務局国営農業用ダム技術検討委員会」を設置の上、専門的見地から総合的かつ具体的に検討を行います。

3 事業の内容

「沖縄総合事務局国営農業用ダム技術検討委員会」の企画・運営・取りまとめ

4 応募資格及び応募方法

沖縄総合事務局のホームページに掲載する応募要領を御参照ください。

5 委託契約の締結

本事業に係る契約は、別に定めた委託先選定委員会の審査結果で決定された契約予定者と委託契約の協議が整い次第締結することになります。

6 その他

事業内容等の詳細は、応募要領を御参照の上、必要に応じ7. 応募・照会等窓口に御照会ください。

7 応募・照会等窓口

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

TEL : (098) -866-1652 (直通)

FAX : (098) -860-1194

担当者：農業土木専門官 仲田 雅輝

設計係 玉城 勇人

令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業応募要領

第1 事業名

令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業

第2 事業の目的

本事業は、建設中の地下ダムの技術的課題について、地下ダム建設に係る高度な知見を有する専門家から構成される「沖縄総合事務局国営農業用ダム技術検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置の上、専門的見地から総合的かつ具体的に検討を行う。

第3 事業の内容

1 委員会の企画・運営・取りまとめ

農業用ダムに関する専門家である大学教授等の有識者を選定・委嘱の上、委員会を設置する。

委員会において、既往の農業用ダムの施工事例や技術情報を踏まえつつ、専門的見地から総合的かつ具体的に課題の検討を行う。

なお、委員会の開催時期、開催場所及び検討内容は以下を予定している。

（1）委員会

以下の2ダムの委員会は、同日開催を予定している。

【仲原地下ダム】

開催時期：令和2年7月（予定）

開催場所：沖縄県宮古島市内

検討内容：①最終締切区間の地盤改良範囲

【保良地下ダム】

開催時期：令和2年7月（予定）

開催場所：沖縄県宮古島市内

検討内容：①地下水流动解析のための水理モデルの構築

②取水解析及び取水方式

（2）個別打合せ

保良地下ダムについて、委員会と別に検討項目に関し、委員との個別打合せ2回を予定している。

（3）幹事会への参加

受託者は、委員会に先立ち開催される沖縄総合事務局主催の幹事会に出席し、各検討項目に関する重要事項を把握するとともに、検討対象ダムに係るこれまでの検討課題、対応等を踏まえ、委員会へ提案する事項について取りまとめを行う。

幹事会は以下のとおりであり、2ダム同日開催を予定している。

【仲原地下ダム】

開催時期：令和2年6月（予定）

開催場所：上記(1)に同じ

検討内容：上記(1)に同じ

【保良地下ダム】

開催時期：令和2年6月（予定）

開催場所：上記(1)に同じ

検討内容：上記(1)に同じ

2 報告書等の作成

受託者は、本事業に関する成果を取りまとめ、ダムごとに報告書として以下のとおり取りまとめる。

- (1) CD-ROM又はDVD-ROM 正副2部
- (2) 報告書 各11部（A4版、簡易製本）

第4 契約限度額

7,601,000円（消費税及び地方消費税込み）

第5 応募資格

次の各号の全てに該当する者が参加できる。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 令和元・2・3年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の九州・沖縄地域において資格を有する者であること。

第6 応募手続

1 募集期間

事業企画参加表明書：令和2年3月30日～令和2年4月13日

事業企画提案書：令和2年3月30日～令和2年4月24日

2 応募方法等

本委託事業に参加を希望する者は、参加資格を確認できる資料（競争参加資格確認通知又は資格申請書類の写し）を添付の上、別紙様式1「事業企画参加表明書」（以下「参加表明書」という。）を第12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、前項の期間内必着とする。

＜受付時間等＞

受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

受付時間：9:00～12:00、13:00～16:30

第7 事業企画に関する提案書の提出

- 1 参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）は、別紙様式2「事業企画提案書提出届」により企画提案書を2部（正1部、副1部）添付し令和2

年4月24日までに第12の「応募・照会等窓口」に提出すること。郵送により提出する場合は、期間内必着とする。

また、提出する企画提案書は1者につき1点に限る。

なお、企画提案書を提出しなかった者については、契約候補者として選定しないものとする。

2 企画提案書の内容については以下の項目とする（様式任意）。

企画提案書に使用する言語は日本語とし、文字の大きさは12ポイント以上とする。記載内容についての別添資料は一切認めない。

(1) 事業の実施手法（A4片面4枚以内）

第3の1に示す委員会の実施に当たってのダム技術課題の検討手法（施工事例や技術情報等の活用方法等）を具体的に記載すること。

(2) 委員会設置・運営方法（A4片面2枚以内）

第3の1に示す委員会の委員選定案を含む委員会の具体的な運営方針を記載すること。

(3) 公平性、中立性の確保（A4片面1枚以内）

事業実施（委員会運営を含む。）に当たっての公平性及び中立性の確保について、具体的な対応策を記述すること。

(4) 事業のスケジュール・事業推進体制（A4片面2枚以内）

1) 当該事業全体のスケジュールについて概要を記載すること。なお、その際、スケジュール案の策定理由についても記載すること（フロー図等の記載も可）。

2) 事業実施体制図と当該事業に携わる担当者のリスト及び経歴を記述すること。

3) 他の建設コンサルタント等に再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて事業を実施する場合は、その理由及び業務範囲を記載するとともに、再委託先または協力先が明らかな場合は併せて記載するものとする。

(5) 過去5年間の同種（農業用ダム関連委員会）又は類似事業の実績に関する資料（A4片面2枚以内）

(6) その他参考となる資料（積算内訳（別紙様式3による）含む。）

3 提出された企画提案書は次のとおり取り扱うこととする。

(1) 企画提案書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書は採点等本委託事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

4 過年度報告書の閲覧等

企画提案書作成に当たり、閲覧する資料は次のとおりである。

閲覧資料	数量
平成26年度沖縄総合事務局国営農業用ダム技術検討委員会及び	1式

農業用ダム安全性評価委員会企画運営委託事業 報告書	
平成27年度沖縄総合事務局国営農業用ダム技術検討委員会及び農業用ダム安全性評価委員会企画運営委託事業 報告書	1式
平成28年度沖縄総合事務局国営農業用ダム技術検討委員会及び農業用ダム安全性評価委員会企画運営委託事業 報告書	1式
平成29年度沖縄総合事務局国営農業用ダム技術検討委員会及び農業用ダム安全性評価委員会企画運営委託事業 報告書	1式
平成30年度沖縄総合事務局国営農業用ダム技術検討委員会及び農業用ダム安全性評価委員会企画運営委託事業 報告書	1式
令和元年度沖縄総合事務局管内地下ダム技術課題検討等業務委託事業 報告書	1式

閲覧を希望する者は、令和2年4月24日までのうち、土日、休日を除く午前9時から午後4時半までに、沖縄総合事務局農林水産部農村振興課において閲覧するものとする。ただし、貸与を希望する者は、第12の「応募・照会等窓口」に連絡の上、貸与資料申請書（別紙様式4）を提出する。貸与資料は、企画提案書の提出に併せて返却する。

第8 契約候補者の選定等

1 契約候補者の選定基準

企画提案書等は、次の事項に着目して評価する。

（令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業企画提案書評価参照）

（1）企業評価 配点計15点

1) 過去5年間の同種又は類似事業の実績

（2）企画提案書評価 配点計85点

1) 事業の実施手法

委員会の実施に当たってのダム技術課題の検討手法（施工事例や技術情報等の活用方法等）

2) 委員会設置・運営方法

委員会を構成する委員選定案、委員会等の具体的な運営方針が妥当であるか。

3) 公平性、中立性の確保

事業の実施に当たり公平性、中立性が確保されているか。

4) 事業のスケジュール・実施体制

事業を遂行するまでの全体スケジュールや事業実施体制は妥当か。

2 契約候補者の特定

- (1) 契約候補者の選定は、別に設置する委託先選定委員会において、提出された企画提案書等に対し前項の選定基準に基づく評価を行い、最も評価の高い企画提案書の提案者を契約候補者として選定する。ただし、企業評価と企画提案書評価の合計が同点となった場合は、企画提案書評価の事業の実施手法の得点の高い者を契約候補者として選定する。
- (2) 前項に基づき選定された契約候補者については、沖縄総合事務局以外の有識者からの意見を聴取した上で特定する。
- (3) 特定結果については、参加者全員に通知する。なお、非特定を通知された者については、通知のあった日の翌日から7日以内（土日、休日は除く）に、非特定理由の説明を求めることができる。

第9 事業実施期間

委託契約締結の日から令和3年3月10日までとする。

第10 契約

- 1 本事業に係る契約は、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、国との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。
- 2 委託契約締結後、同事業で取得した著作権については、支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長（以下「支出負担行為担当官」という。）が継承するものとする。

第11 実績報告

委託契約者は、本事業が終了したときは、支出負担行為担当官に委託事業実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による）を提出しなければならない。

第12 応募・照会等窓口

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

TEL：(098)-866-1652（内線83351・83341）

担当者：農業土木専門官 仲田 雅輝

設計係 玉城 勇人

第13 実施条件

本事業を実施するに当たっては、【別紙1】「個人情報取扱特記事項」及び【別紙2】「行政情報流出防止対策」に基づき、業務上知り得た個人情報又は行政情報について、漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他情報の保持のために必要な措置を講ずること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

第14 受託者の責務

本事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受託者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく事業を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受託者は、この契約に基づく事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事業従事者への周知)

- 3 受託者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受託者の指揮監督を受けてこの契約による事業に従事している者（以下「事業従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受託者は、この契約に基づく事業に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、事業の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受託者は、受託者が承認した場合を除き、個人情報の取扱事業を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受託者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受託者は、この契約に基づく事業に係る個人情報を収集するときは、当該事業の目的を達成するため必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受託者は、受託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく事業に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受託者は、受託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく事業に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 受託者は、受託者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、受託者は必要と認めたとき、受託者に対し個人情報の取扱状況について報告又は資料の提出を求め、又は受託者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

受託者は、委託する事業に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受託者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事業従事者の監督)

- 10 受託者は、事業従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受託者は、本件事業の遂行上、実際に個人情報を取り扱う事業従事者の範囲を限定するものとし、当該事業従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受託者は、事業従事者が退職する場合、当該事業従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任又は在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務付けるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 受託者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受託者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受託者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受託者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について受託者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受託者は、この契約に基づく事業に関して知り得た個人情報について、受託者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに受託者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受託者がこの契約に基づく事業に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、受託者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受託者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに受託者へ報告し、受託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 受託者は、受託者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

別紙2

行政情報流出防止対策の強化

1 受託者は、本事業の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、事業実施計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受託者は、事業における以下の行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受託者は、委託者の許可なく本事業の履行に関して取り扱う行政情報を本事業の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受託者は、委託者が再委託を認めた事業について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行う。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受託者は、本事業の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本事業の完了後又は本事業の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本事業の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、事業実施計画書に記載するものとする。

(2) 受託者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本事業で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受託者は、本事業の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- (1) 受託者は、本事業の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。
- (2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

- 3 委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

別紙様式1

令和 年 月 日

沖縄総合事務局農林水産部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業に関する事業企画参加表明書

「令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業」に関する事業企画に参加します。

なお、提案に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

(注) 参加表明書の提出に当たっては、競争参加資格確認通知又は資格申請書類の写しを添付すること。

別紙様式2

令和 年 月 日

沖縄総合事務局農林水産部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印不要)

令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業企画提案書提出届

「令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業」に関する企画提案書を下記のとおり提出します。

記

添付書類：企画提案書2部（正1部、副1部）

別紙様式3

積 算 内 訳

区 分	予 算 額	備 考
	円	
合 計		

(注) 必要に応じて、資料を添付する。

別紙様式4

令和 年 月 日

沖縄総合事務局農林水産部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

貸 与 資 料 申 請 書

「令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業」に関する貸与資料を下記のとおり申請します。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

<応募・照会等窓口記載欄>

貸与期間 :

確認欄: 貸与 令和 年 月 日 ()
返却 令和 年 月 日 ()

令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業企画提案書 選定要領

令和2年度沖縄総合事務局管内農業用ダム技術検討業務委託事業に関する契約候補者の選定は、次により行うものとする。

第1 評価項目及び評価基準

企画提案書等の評価は、次の評価項目及び評価基準により採点表に記入し行うこととする。

第2 評価

企画提案書等の評価は、農林水産部内に別に定め設置する委託先選定委員会が行うものとする。

評価項目及び評価基準

1 企業評価

(1) 過去5年間の同種又は類似事業の実績

- | | |
|-----------|---------|
| ・同種の実績がある | ・・・ 15点 |
| ・類似の実績がある | ・・・ 5点 |
| ・実績がない | ・・・ 0点 |

※同種とは、農業用ダム関連の委員会の企画運営業務

類似とは、公共事業に係る技術的課題の検討に関する委員会企画・運営・取りまとめを行う業務又はそれに類するもの

2 企画提案書

(1) 事業の実施手法

委員会の実施に当たってのダム技術課題の検討手法（施工事例や技術情報等の活用方法等）が妥当であるか。

- | | |
|--------|---------|
| ・優れている | ・・・ 30点 |
| ・普通 | ・・・ 20点 |
| ・劣る | ・・・ 10点 |
| ・妥当でない | ・・・ 非特定 |

(2) 委員会設置・運営方法

委員会の委員選定案を含む委員会の具体的な運営方針が妥当であるか。

- | | |
|--------|---------|
| ・優れている | ・・・ 20点 |
| ・普通 | ・・・ 15点 |
| ・劣る | ・・・ 10点 |
| ・妥当でない | ・・・ 非特定 |

(3) 公平性、中立性の確保

事業の実施に当たり公平性、中立性が確保されているか。

- | | |
|-----------|---------|
| ・優れている | ・・・ 15点 |
| ・普通 | ・・・ 10点 |
| ・劣る | ・・・ 5点 |
| ・確保されていない | ・・・ 非特定 |

(4) 事業のスケジュール・実施体制

事業を遂行する上で全体スケジュールや事業実施体制は妥当か。

- | | |
|--------|---------|
| ・優れている | ・・・ 20点 |
| ・普通 | ・・・ 15点 |
| ・劣る | ・・・ 10点 |
| ・妥当でない | ・・・ 非特定 |